



2026/06/10 18:26 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年10月22日	不動産番号	4103000580477
地図番号	G52	筆界特定	余白		
所 在	北秋田郡比内町扇田字蟹沢			余白	
	大館市比内町扇田字蟹沢			平成17年6月20日行政区画変更 平成17年6月22日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
45番1	畑	469:		余白	
余白	山林	546:		②年月日不詳地目変更 ③錯誤 国土調査による成果 〔昭和60年5月9日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月22日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和46年1月12日 第44号	原因 昭和45年11月22日相続 所有者 北秋田郡比内町扇田字上扇田15番地 中 西 良 一 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月22日
2	所有権移転	平成25年3月6日 第1722号	原因 平成24年9月1日相続 所有者 大館市比内町扇田字上扇田15番地 中 西 一 則

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。